

# 山梨県公報

号外第十七号

平成二十七年

三月二十五日

水曜日

## 目次

### 条 例

○山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(議会)

1 地方自治法の一部改正に伴い、説明のため委員会に出席を求める者のうち、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めることとした。

2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

### 山梨県条例第二十六号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、この条例による改正後の第十八条の規定は適用せず、この条例による改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番